2025 年 6 月 6 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課　御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見について

2025年５月９日付で意見募集が開始された標題命令案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以　上

別　紙

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

#	該当箇所	意見等
1	（概要資料）犯収法施行規則の主な改正事項	新たに規定される本人確認方法は、「本人の顔写真が表示されている個人番号カードの交付を受けているものに限る」とのことだが、個人番号カードは1歳以上であれば顔写真が表示されることから、1歳以上から利用可能な本人確認方法であるという理解で相違ないか。 ※公的個人認証は署名用電子証明書が必要であり、署名用電子証明書は15歳以上でないと発行できないことから、この点が差分となるのか確認したいもの。
2	（概要資料）新たに規定する本人確認方法	「③確認用プログラム（※4）と同等の機能を有するものにより、送信された情報が顧客であることを確認」とあるが、例えば銀行の新規口座開設のような業務においては、まだ当行との取引がない新規顧客であるため行内に突合すべき情報を保有していない。したがって、新たに規定される本人確認方法で本人特定事項の送付を受けたことをもって、本人による申し込みがなされていると判断してよいか。
3	（概要資料）新たに規定する本人確認方法	すでに当行の顧客である人物から新たに規定される本人確認方法で各種の銀行取引（インターネットバンキングのログインパスワード初期化、氏名変更、住所変更）の申し込みがあった場合、何の情報を突合することで「送信された情報が顧客であることを確認」の要件を満たすのか。
4	（概要資料）新たに規定する本人確認方法	カード代替電磁的記録のうち、振り仮名、性別、個人番号についても事業者（銀行）の業務で必要な場合は同時に送信を求めることが可能という認識でよいか。
5	（概要資料）新たに規定する本人確認方法	「①カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び顔写真の送付を求める」とのことだが、顔写真については事業者（銀行）側で別途容貌を撮影し、カード代替電磁的記録の顔写真と突合することを必須要件として求められるのか。（eKYC ワ方式では顔写真の確認は求めていない認識） もし顔写真送付が必要になる場合でも、スマートフォンにカード代替電磁的記録を登録する時に、容貌の一致確認（カード代替電磁的記録の画像と本人容貌）を実施することでよいか。 上記を実施前提の場合、特定事業者側でカード代替電磁的記録を確認する前に、スマートフォン側で FaceID 等の生体認証を実施するのであれば、特定事業者側で再度顔写真の一致確認（容貌の撮影とカード代替電磁的記録の写真）は不要になるとの認識でよいか。

#	該当箇所	意見等
6	（概要資料）新たに規定する本人確認方法	「新たに規定する本人確認方法」の図にある、顧客のスマートフォンから出ている矢印について、「② 送信用プログラム（※3）と同等の機能を有するものを用いて①で求められた情報を送信」とあるが、例えば既存で店頭に設置しているカードリーダーを経由して読込み送信したものも新たに規定する本人確認方法として認められる認識でよいか。
7	（別紙）3 改正の概要(1)	「特定事業者又は顧客等に対して取引関係文書を送付する者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けることなどによる方法を新たに規定する」とあるが、利用想定はスマートフォンのみか。
8	（別紙）3 改正の概要（2）	「ハイリスク取引における確認方法について、(1)の確認方法による場合には、併せて規則第 14 条第 1 項第 2 号ロに掲げる方法による確認を行う」とあるが、電磁的記録の送信を受ける流れで一緒に求めることを想定しているのか、または本件の部分のみ分離して確認するのか、またそのタイミングや方法について、どのような方法を想定しているか確認したい（趣旨は理解するがイメージがつかない）。
9	（別紙）3 改正の概要（3）	「確認記録の記録事項についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付を新たに規定する」とあるが、あくまでも特定事業者が送信を受けた日付のみで良いか。
10	（別紙）3 改正の概要（3） 規則 20 条 1 項 17 号	確認記録の記載事項として、本人確認書類の名称を記載する必要があるが、カード代替電磁的記録により本人特定事項を確認した場合も、実質的には個人番号カードを用いていることから、確認記録には「個人番号カード」と記載しても問題ないか。
11	（別紙）3 改正の概要（3） 規則 6 条 1 項 1 号ル 規則 19 条	確認記録の作成方法について、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付するとあるが、規則 6 条 1 項 1 号ルによる方法で本人特定事項を確認した場合は、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する必要はないという理解でよいか。
12	（別紙）3 改正の概要（3） 犯収法施行規則第 19 条、第 20 条関係	カード代替電磁的記録による本人確認を実施した場合の確認記録の作成方法について、当該方法が適切に用いられたことを証するものとして記録もしくは添付すべきものがあるのであれば、具体的にお示しいただきたい。
13	全般	スマートフォン搭載の個人番号カードに格納された情報や情報の取得方法について OS による差分はないか。
14	全般	カード代替電磁的記録による本人確認を実施した顧客について疑わしい取引の届出を実施する際に必要な記載事項として、当該本人確認方法に固有の情報はあるか。

以　上